

司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定（平成30年9月3日実施）の
基準点等について

法務省民事局

法務省では、平成30年9月3日、簡裁訴訟代理等能力認定審査（平成30年6月3日実施）の結果に基づき、司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定を行いました。同審査の審査問題の出題の趣旨、法務大臣の認定の基準点等は、以下のとおりです。

第1 審査の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

ア 小問(1)

〔出題の趣旨〕 訴訟物の意義の理解並びに出題事例に即して売買契約に基づく土地引渡請求権及び所有権移転登記請求権を訴訟物として構成することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 4点

イ 小問(2)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟（売買契約に基づく土地引渡請求及び所有権移転登記請求訴訟）における請求の趣旨をその付随的申立て（仮執行宣言の申立て）も含めて正しく記載することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 4点

ウ 小問(3)

〔出題の趣旨〕 請求原因の意義の理解並びに出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟における請求原因事実を有権代理、表見代理及び追認の各請求原因に整理して摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 18点

エ 小問(4)

〔出題の趣旨〕 抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して表見代理の請求原因に対する正当な理由の評価障害事実の抗弁及び各請求原因に対する同時履行の抗弁を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 6点

オ 小問(5)

〔出題の趣旨〕 再抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して同時履行の抗弁に対する一部弁済及び相殺による再抗弁を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 10点

オ 小問(6)

〔出題の趣旨〕 和解条項の意義の理解及び出題事例に即して引換給付の場合における和解条項を正確に記載することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 7点

2 第2問について

ア 小問(1)

〔出題の趣旨〕 同時審判の申出についての理解を問うもの

〔配点〕 3点

イ 小問(2)

〔出題の趣旨〕 公示送達の意義並びに公示送達による呼出しを受けた者が口頭弁論の期日に出頭しなかった場合における請求原因事実の立証の要否及びその理由について問うもの

〔配点〕 5点

ウ 小問(3)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して140万円を超える債権を自働債権とする相殺の主張と認定司法書士の代理権の範囲等についての理解を問うもの

〔配点〕 6点

3 第3問について

〔出題の趣旨〕 簡裁訴訟代理等関係業務を受任した事件の依頼者と利害が相反する者からの依頼による裁判書類作成関係業務を受任することが司法書士法及び司法書士倫理上できるかどうかについての理解を問うもの

〔配点〕 7点

第2 法務大臣の認定の基準点

満点70点中40点以上